

令和7年6月4日

青森県教育委員会第917回定例会

期 日 令和7年6月4日(水)
場 所 教育庁教育委員会室

会 議 次 第

1 開 会

2 議 案

- 議案第1号 令和8年度青森県立中学校入学者選抜基本方針案について 1
- 議案第2号 令和8年度青森県立高等学校入学者選抜基本方針案について 2
- 議案第3号 令和8年度青森県立特別支援学校高等部入学者選抜基本方針案について 4

3 その他

- 令和8年度青森県立高等学校校長の公募について 6
- 下北地区統合校に関する説明会について 7
- 青森県立高等学校教育改革に関する基本方針(案)の検討について ... 8
- 職員の懲戒処分の状況について 9

4 閉 会

議案第 1 号

令和 8 年度青森県立中学校入学者選抜基本方針案について

令和 8 年度青森県立中学校入学者選抜基本方針を次のように定める。

令和 8 年度青森県立中学校入学者選抜基本方針

- 1 県立中学校の通学区域は、県下一円とする。
- 2 入学者の選抜は、小学校及び義務教育学校（前期課程）での学習や日常生活を通して身に付けた力、学習に対する意欲などを、筆記による適性検査、面接、調査書を組み合わせて、総合的に評価し、行うものとする。
- 3 選抜に当たっては、県立中学校において入学者選抜委員会を設け、公正に行うものとする。

議案第2号

令和8年度青森県立高等学校入学者選抜基本方針案について

令和8年度青森県立高等学校入学者選抜基本方針を次のように定める。

令和8年度青森県立高等学校入学者選抜基本方針

青森県立高等学校における入学者の選抜は、この方針によって実施する。

入学者の選抜は、教育の機会均等の精神にのっとり、公正かつ妥当な方法で、各高等学校及び学科の特色に応じ、能力・適性、意欲、努力の成果などを様々な観点から評価し、適正に選抜されるよう実施するものとする。

- 1 高等学校の通学区域は、県下一円とする。
- 2 全日制の課程及び定時制の課程の入学者の選抜は、次のとおりとする。
 - (1) 出願は、1人、1校1学科(部)に限るものとする。ただし、当該校に設置されている学科間等で第3志望までを認める。
 - (2) 選抜は、中学校等の校長から提出される調査書(以下「調査書」という。)、青森県教育委員会が実施する学力検査の成績、各高等学校で行う面接の結果及び各高等学校が定める選抜資料等に基づいて、一般選抜と特色化選抜により行うものとする。
 - (3) やむを得ない事由によって入学者選抜の学力検査等を受検できなかった者を対象に、別に定めるところにより、追検査を行うものとする。
 - (4) 合格者数が募集人員に満たない学科等において、別に定めるところにより、再募集を行うものとする。
- 3 通信制の課程の入学者の選抜は、調査書又は入学出願資格に関する証明書等に基づいて行い、学力検査は実施しないものとする。

- 4 青森県教育委員会が実施する学力検査は、次のとおりとする。
 - (1) 実施教科は、国語、社会、数学、理科、外国語（英語）の5教科とする。
 - (2) 各教科の学力検査問題は、中学校学習指導要領に示されている基礎的・基本的な内容とする。

- 5 2から4に定めるもののほか、全国からの生徒募集導入校において、別に定めるところにより、全国からの生徒募集「あおり留学特別選抜」を行うものとする。

- 6 選抜に当たっては、各高等学校において入学者選抜委員会を設け、公正に行うものとする。

議案第3号

令和8年度青森県立特別支援学校高等部 入学者選抜基本方針案について

令和8年度青森県立特別支援学校高等部入学者選抜基本方針を次のように定める。

令和8年度青森県立特別支援学校高等部入学者選抜基本方針

青森県立特別支援学校高等部における入学者の選抜は、この方針によって実施する。

入学者の選抜は、教育の機会均等の精神にのっとり、公正かつ妥当な方法で、高等部を設置する各特別支援学校及び学科の特色に応じ、能力・適性、意欲、努力の成果などを様々な観点から評価し、適正に選抜されるよう実施するものとする。

- 1 特別支援学校の通学区域は、県下一円とする。
- 2 入学者の選抜は、次のとおりとする。
 - (1) 出願は、1人、1校1学科に限るものとする。ただし、青森県立盲学校に出願する場合は、普通科と保健医療科との間で第2志望を認める。
 - (2) 選抜は、中学校等の校長から提出される調査書、各特別支援学校で実施する面接の結果及び必要に応じて実施する諸検査の結果を選抜資料とし、総合的に判定し行うものとする。
 - (3) 青森県立青森第二高等養護学校又は青森県立八戸高等支援学校の産業科に出願し、やむを得ない事由によって入学者選抜の学力検査等を受検できなかった者を対象に、別に定めるところにより、追検査を行うものとする。
 - (4) (1)にかかわらず、青森県立青森第二高等養護学校又は青森県立八戸高等支援学校の産業科に出願し、合格しなかった場合は、知的障がい者である生徒に対する教育を行う特別支援学校（青森県立八戸高等支援学校を含む。）の普通科に出願することができる。
- 3 面接及び諸検査は、障がいの状態や特性及び心身の発達の段階等に十分配慮して適切に実施するものとする。

4 選抜に当たっては、各特別支援学校において入学者選抜委員会を設け、公正に行うものとする。

[その他]

令和8年度青森県立高等学校校長の公募について

1 公募の趣旨

東青地区統合校及び下北地区統合校が令和9年度に開設されるに当たり、多様な人材の中から教育的情熱と明確な未来像を持ち、リーダーシップを発揮して魅力ある学校づくりを推進できる人物を令和8年度の校長として選定するための公募を実施する。

2 対象校

- (1) 青森県立青森西高等学校（令和9年度東青地区統合校）
- (2) 青森県立むつ工業高等学校（令和9年度下北地区統合校）

3 応募資格

次の(1)～(3)の全てを満たす者

- (1) 青森県立学校の校長、教頭、教諭及び養護教諭並びに青森県教育庁又は学校以外の教育機関に勤務する者（ただし、任期付職員及び会計年度任用職員を除く。）
- (2) 令和8年3月31日現在で45歳以上58歳以下の者
- (3) 教育に関する職に10年以上ある者又は青森県教育庁及び学校以外の教育機関に10年以上勤務している者

4 選考の方法

(1) 第一次選考

令和9年度統合予定の対象校の未来像について記述したレポートをもって行う。

(2) 第二次選考

(1)のレポートの内容をもとにしたプレゼンテーションをもって行う。

5 公募開始日

令和7年6月4日

[その他]

下北地区統合校に関する説明会について

1 開催趣旨

下北地区統合校の管理・教室棟改築工事の入札が中止となったことを受け、同校の現状等について説明するために開催

2 開催日時・場所等

令和7年5月18日（日） 11時～12時30分 むつ市役所
参加者 67人

3 説明内容

(1) 統合校の概要

- ①統合校の目指す姿
- ②学科構成

(2) 統合校の開校に向けた現状等

- ①改築工事の入札結果及び入札結果を踏まえた対応
- ②下北地区統合校開設準備委員会の開催

4 主な要望等

- 施設整備に関すること
 - ・新校舎を建築してほしい
 - ・整備方針を早急に示してほしい
 - ・次回以降の説明会では整備方針を具体的に説明してほしい
- 教育内容に関すること
 - ・グローバルな人財を育成してほしい
 - ・情報に関する学びを充実させてほしい
- 統合に関すること
 - ・第2期実施計画における統合を白紙撤回してほしい

[その他]

青森県立高等学校教育改革に関する 基本方針（案）の検討について

1 これまでの検討状況

日時	回次	検討項目
3月26日	第914回定例会	・次期計画の構成等 ・地区懇談会の開催状況
4月4日	第915回定例会	・意見募集等の結果 ・基本方針（案）の検討 【魅力ある高等学校づくりに向けた基本的な考え方】
5月9日	第916回定例会	・基本方針（案）の検討 【高等学校の魅力づくり】【学科等の魅力づくり】

2 検討事項

青森県立高等学校魅力づくり検討会議における検討結果報告書（別冊資料）を踏まえ、青森県立高等学校教育改革に関する基本方針（案）における【高等学校の魅力づくり】の方向性について検討するもの。

＜参考：3月26日第914回定例会参考資料（関係部分抜粋）＞
【高等学校の魅力づくり】

（主な論点）

- ・スクール・ミッション等を踏まえた教育活動と魅力の情報発信
- ・対面授業と遠隔授業の最適な組合せ
- ・単位制等の教育制度や少人数学級編制の導入
- ・多様な主体との連携・協働

[その他]

職員の懲戒処分の状況について 令和7年5月（5月1日～5月31日分）

青森県教育委員会

事案1 （処分後速やかに公表した事案）

①被処分者 教育委員会事務局等（本庁）
管理職員（57歳 男性）

②事案の概要等 住居侵入

元同僚職員の机に置かれていた鍵の番号を控え、インターネットで注文することにより合鍵を不正に作製し、令和6年6、7月頃から令和7年2月までの間に、計6回、正当な理由なく当該住居に侵入し、当該職員の衣服や日記等を見るなどしたものの。

③処分内容 免職

④処分年月日 令和7年5月13日